

岩手県災害警戒本部体制の見直しについて

1 趣旨

平成25年9月16日に発表された台風18号に伴う気象警報の発表に際しては、岩手県災害警戒本部により対応を行ったものの、応急対策の実施に当たっては自衛隊を始めとする関係機関との調整等が必要とされ、警戒本部の体制では対応が困難であった。

このことから、災害警戒本部と災害対策本部の中間に位置する組織として、新たに岩手県災害特別警戒本部を設置するもの。

2 現行の災害警戒本部体制について

(1) 主な設置基準

- ア 気象警報等が発表された場合
- イ 県内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合
- ウ 津波注意報が発表された場合
- エ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合
- オ 原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があったとき

(2) 所管事項

- ア 災害情報の伝達、受領
- イ 被害状況、対応状況等の把握
- ウ 応急措置の実施

(3) 体制（本部）

- ア 本部長は総合防災室長で、総務部職員が本部職員を担当
- イ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員5～6名程度（宿日直管理職1名、待機班管理職1名、待機班員2～3名、当直員1名）

(4) 体制（地方支部）

- ア 支部長は広域振興局副局長で、主に経営企画部等の職員が支部職員として対応
- イ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員2名程度（管理職1名、待機班員1名）

3 体制の見直しについて

現行の災害警戒本部は、災害情報の伝達等連絡を行う機関と位置付け、**応急対策の実施等関係機関との調整が必要となる場合には、新たに設置する災害特別警戒本部**で対応することとする。

	災害警戒本部（見直し後）	災害特別警戒本部（新設）
主な設置基準	<p>ア 気象警報等が発表された場合</p> <p>イ 県内に震度4又は震度5弱の地震は発生した場合</p> <p>ウ 津波注意報が発表された場合</p> <p>エ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</p> <p>オ 原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があった場合</p> <p>ウ 原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合</p>	<p>ア 左記の場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断した場合</p> <p>イ 津波注意報が発表された場合</p> <p>ウ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル3が発表された場合</p> <p>エ 原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があった場合</p>
所管事項	<p>ア 災害情報の伝達、受領</p> <p>イ 被害状況、対応状況等の把握</p> <p>ウ 応急措置の実施</p>	<p>ア 災害情報の伝達、受領</p> <p>イ 被害状況、対応状況等の把握</p> <p>ウ 応急措置の実施</p>
体制（本部）	<p>ア 本部長は総合防災室長</p> <p>イ 総務部職員が本部職員を担当</p> <p>ウ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員5～6名程度（宿日直管理職1名、待機班管理職1名、待機班員2～3名、当直員1名）</p>	<p>ア 本部長は総務部長</p> <p>イ 総務部職員及び各部連絡員が本部職員を担当</p> <p>ウ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員10～12名程度を想定（宿日直管理職1名、防災室管理職2～3名、待機班管理職1名、待機班員2～3名、当直員1名、防災室職員3名）</p>
体制（地方支部）	<p>ア 支部長は広域振興局副局長等</p> <p>イ 主に経営企画部等の職員が支部職員を担当</p> <p>ウ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員2名程度（管理職1名、待機班員1名）</p>	<p>ア 支部長は広域振興局副局長等</p> <p>イ 主に経営企画部等の職員及び各部職員が支部職員を担当</p> <p>ウ 夜間・休日の対応も増員</p>

4 今後の対応

- (1) 新体制は、平成26年4月1日からの施行とする。
- (2) 新体制の施行にあたり、**県地域防災計画の見直し及び各種規程等の整備**を行う。